

姫路市上下水道局管理規程第 5 号

令和 8 年 6 月 1 日

姫路市上下水道事業管理者 松 浦 正 宗

姫路市上下水道局職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

姫路市上下水道局職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の
一部を改正する規程

姫路市上下水道局職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程（平成19年姫路市企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第17条第22号中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この規程は、令和8年6月1日から施行する。